

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案要綱

第一 株式会社商工組合中央金庫法の一部改正

一 この法律の廃止その他の必要な措置

政府は、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式について、株式会社商工組合中央金庫の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその処分を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとする事。

(附則第二条関係)

二 危機対応業務の実施の責務

株式会社商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、同条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）を行う責務を有するものとする事。

(附則第二条の二関係)

三 株式の政府保有

政府は、当分の間、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融

機関をいう。)に係る制度の運用の状況、六の危機対応準備金に係る株式会社商工組合中央金庫に対する出資の状況、株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務の実施の状況、株式会社商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を的確に実施するために必要な株式を保有していなければならぬものとする。

(附則第二条の三関係)

四 危機対応業務に関する事業計画の認可

1 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、危機対応業務に関する事業計画(以下「事業計画」という。)を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。同時に、所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第二条の四第一項関係)

2 事業計画には、主務省令で定める危機対応業務の実施方針に関する事項及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じようとする措置に関する事項を記載しなければならないものとする。

(附則第二条の四第二項関係)

五 適正な競争関係の確保

株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとする事。

(附則第二条の五関係)

六 危機対応準備金

1 株式会社商工組合中央金庫は、指定金融機関として危機対応業務の円滑な実施のために必要な株式会社商工組合中央金庫の財政基盤の確保に資するものとして、危機対応準備金(以下「危機対応準備金」という。)を設け、2により政府が出資した金額をもってこれに充てるものとする事。

(附則第二条の六第一項関係)

2 政府は、当分の間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、株式会社商工組合中央金庫に出資できるものとする事。

(附則第二条の六第二項関係)

3 株式会社商工組合中央金庫は、2の政府の出資があつたときは、その全額を危機対応準備金として

計上するものとする。

(附則第二条の六第三項関係)

七 その他

六に掲げるもののほか、危機対応準備金の額が計上されているときの欠損の填補を行う場合の額の減少、国庫納付金、報告等に係る規定を設けるとともに、業務報告書等について規定すること。

(附則第二条の七から第二条の十二まで関係)

第二 中小企業信用保険法の一部改正

一 用語の定義

1 この法律における「中小企業者」に関し、特定事業を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)であつて、常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下のものを追加するものとする。

(第二条第一項第六号関係)

2 この法律における「小規模企業者」に関し、特定事業を行う特定非営利活動法人であつて、常時使

用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人）以下のものを追加するものとする事。 (第二条第三項第七号関係)

二 特別小口保険にかかる部分保証の追加

中小企業信用保険の特別小口保険の対象となる信用保証協会の保証割合について、部分保証を導入するための措置を講ずるものとする事。 (第三条関係)

三 その他

1 危機対応業務として行う貸付けに係る債務の保証については、本法の規定は適用しないものとする事。 (附則第六項関係)

2 その他所要の規定の整備を行うものとする事。

第三 附則

一 施行期日

この法律の施行期日について必要な規定を設けるものとする事。 (附則第一条関係)

二 危機対応業務に関する検討

1 政府は、この法律の施行後適当な時期において、指定金融機関に係る制度の運用の状況、危機対応準備金に係る株式会社商工組合中央金庫に対する出資の状況、株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務の実施の状況、株式会社商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されることを確保する観点から、危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた株式会社商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第四条第一項関係)

2 政府は、1の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならないものとする。

(附則第四条第二項関係)

3 政府は、1の検討の結果、政府による株式会社商工組合中央金庫の株式の保有に関する義務に係る措置その他の株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務の的確な実施を確保するための措置を継続する必要があると認めるときは、速やかに、当該措置を廃止するために必要な法制上の措置を講ず

るものとする事。

(附則第四條第三項關係)

三 経過措置

この法律の施行に伴う経過措置について必要な規定を設けるものとする事。

(附則第二條、第三條及び第五條關係)

四 その他

その他所要の改正を行うものとする事。